

所沢市告示第316号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年6月18日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

1 確認の辞退があった特定子ども・子育て支援施設等

設置者	施設名	所在地	確認辞退 年月日	施設・事業の 種類
久保田 園子	—	—	令和6年9月30日	認可外保育施設

所沢市告示 第317号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条
第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年6月18日

所沢市長 小野塚 勝 俊

記

- 1 撤去した日 令和7年6月17日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 9台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)
- 5 返 還 場 所 喜多町自転車駐車場内保管場所
喜多町2番12号
電話04-2924-9419
月～土曜日(12/29～1/3を除く)
午前9:00～午後5:30
- 6 問い合わせ先
 - (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
 - (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140